

【募集要項】前橋市放課後児童クラブ運営候補者の公募について

公設の児童クラブとして整備された下記1については、これまで利用者（保護者）の代表者が役員となって、保護者会により運営を担ってきましたが、より良い児童クラブ運営のため、運営者を新たな民間の法人等に交代することを目的として、令和8年度からの運営候補者を公募します（下記1の2クラブの運営を同一の運営者に一括して委託する形となります）。

応募を希望する法人等は、以下の記載事項に基づき、申請に必要な書類を添付の上、申込みしてください。

1 運営候補者を公募する児童クラブ

- (1) かいがやひがし児童クラブ（前橋市堤町729-6）
- (2) かいがやひがし第二児童クラブ（前橋市堤町450-1）

2 事業概要

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校の長期休業日等に家庭に代わり、遊びや生活の場所を提供し、児童の健全育成を図るものです。

3 委託目的

民間の法人等の持つ知識や人材を活用し、多様なニーズに対応した放課後児童健全育成事業を実施することを目的として上記、児童クラブの運営業務を委託します。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年ごとの契約を基本とし、更新も可能とします。）

5 業務内容

委託業務内容は「運営業務仕様書」のとおり。

6 業務委託料

「子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁通知）」の放課後児童健全育成事業1②に準じて算出した金額とします。

※放課後児童健全育成事業算定単価表は「放課後児童健全育成事業委託料算定単価表」のとおり

7 選考方法

選考にあたっては、一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、総合的に審査し、こども施設課が審査員と協議した上で運営候補者を決定します。なお、各審査の概要については、次のとおりとします。

《各選考の概要》

一次審査： 提出書類に不備及び不足がないか、応募資格要件を満たしているかなどを書類に基づき、こども施設課が確認します。

二次審査： 応募いただいた法人等によるプレゼンテーション（20分程度）の後、審査員がヒアリング（20分程度）を行います。その後、審査員は放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁）及び市基準条例等に照らし、各団体の運営能力及び実績等について、提出していただいた「放課後児童クラブ運営状況調書」の各項目に対応した審査基準に基づき、採点方式による審査をします。

◆審査員5名×最高50点＝合計250点

なお、最低基準を総合計点数の6割に当たる150点とし、これを満たさない場合には運営候補者の決定を行わないこととする。

※二次審査の詳細は、一次審査後に別途、お知らせいたします。

8 応募資格要件

委託期間中、円滑かつ安全に上記、児童クラブの運営ができる法人等とし、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 前橋市内に事務所（事業所）を有すること。
- (2) 令和7年4月1日時点で、本市からの事業委託を受け、放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人、学校法人又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人（子どもの健全育成を図ることを目的とした活動を行う団体）若しくは労働者協同組合であること。
- (3) 児童クラブを運営するための資金計画や事業計画が確実であり、受託事業を継続して行うことが確実に見込まれること。
- (4) 本市の児童福祉行政を理解し、運営において積極的に協力できる法人であること。
（学校、地域自治会・各種団体及び関係する他の児童クラブとの連携・協調含む）
- (5) 令和8年4月1日からの運営開始が可能であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (7) 法人等及びその代表者が国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納していないこと。

9 提出書類

応募する法人等は次の書類を提出すること。

- (1) 前橋市放課後児童クラブ運営業務応募申込書（様式第1号）
- (2) 放課後児童クラブ運営状況調書（様式第2号）
- (3) 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (4) 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (5) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法

人のみ)

- (6) 前事業年度の収支決算書及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (7) 税務署が発行する法人税・消費税及び地方消費税等の納税証明書
- (8) 地方公共団体が発行する法人市民税、固定資産税等の納税証明書（直近1年分）
- (9) 法人の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (10) 人事労務関係の書類（就業規定、給与規定等）
- (11) 法人の概要（任意様式）

*提出書類(1)～(11)については、正本1部、副本8部（複写可）

*提出書類(1)～(11)のほか、必要最低限の資料添付可

*官公署発行の証明書類は、申請日前3か月以内に発行したものを提出してください。

10 募集要項等の配布及び質問票の受付

(1) 配布期間

令和7年6月9日（月）～同年7月7日（月） 午前9時から午後4時まで

※ただし、土日祝日を除く

（配布場所）前橋市保健センター2階 こども施設課窓口

本市ホームページ（ページ名：「「かいがやひがし児童クラブ」「かいがやひがし第二児童クラブ」の運営候補者を公募します」で検索）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kodomomiraibu/kodomoshisetsu/shirase/45783.html>

(2) 質問票の受付及び回答

①受付期間 令和7年6月17日（火）～同年6月24日（火）

②受付方法 質問票（様式第3号）に必要事項を記載の上、下記のこども施設課代表メールアドレスまで送付すること。

メールアドレス：hoiku@city.maebashi.gunma.jp

③回答期日 令和7年6月30日（月）まで

④回答方法 全応募法人等あてに電子メールで回答する。

11 施設見学

今回公募する児童クラブの施設見学を開催します。参加を希望する法人等は、以下の提出先まで施設見学参加申込書（様式第4号）を提出の上、ご参加ください。

(1) 日時及び場所

令和7年6月16日（月）

①かいがやひがし児童クラブ 午前10時から（50分程度）

②かいがやひがし第二児童クラブ 午前11時から（50分程度）

(2) 参加者

1応募者（団体）につき、2名以内とします。説明会に出席される方は、会場での資料配布は行いませんので事前の準備をお願いします。

(3) 参加申込書提出期限

令和7年6月13日（金）の午前11時まで

受付は、土日祝日を除く、午前9時から午後4時までとします。

(4) 図面等の閲覧

説明会終了後に同会場で行います。図面等の持ち出し、コピーは出来ません。ただし、写真を撮ることは許可します。

12 提出先及び提出方法

- (1) 提出先 〒371-0014
前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市こども施設課こども施設係 （前橋市保健センター2階）
- (2) 提出方法 こども施設課宛に直接提出してください。

13 応募期限

令和7年7月7日（月） 午後4時まで

14 選考結果の通知

選考結果は応募した全法人等に文書で通知します。通知時期は、令和7年9月中を予定しています。

15 その他

- (1) 提出する書類は、原則A4版で作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 応募に関し必要な費用は応募する法人等の負担とします。
- (3) 市は提出された書類について、情報公開請求があった場合は、前橋市情報公開条例に基づき個人情報を除いて公開することとします。なお、選考された法人等の放課後児童クラブ運営状況調書と前事業年度の収支予算書は非公開とします。
- (4) 提出書類の内容により、追加資料を提出していただくことがあります。

16 申請から運営者決定までの日程

募集要項等の配布	令和7年6月9日（月）～ 7月7日（月）
質問票の受付	令和7年6月17日（火）～ 6月24日（火）
施設見学	令和7年6月16日（月）
申請書類の受付	令和7年6月9日（月）～ 7月7日（月）
一次審査（書類選考）	令和7年7月中旬～同月下旬（予定）
二次審査（プレゼンテーション 及びヒアリング審査）	令和7年8月上旬～同月下旬（予定）
運営候補者の決定	令和7年9月中（予定）
受託申込（新しい運営者）	令和8年3月
新しい運営者での運営開始	令和8年4月

※上記スケジュールについては、現時点のものであり、変更となる可能性がございます。変更となる場合は速やかにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

17 問い合わせ先

前橋市こども未来部こども施設課 こども施設係
〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

(電話) 027-220-5706 (直通)